

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対する抗議決議

去る2月24日にロシア連邦はウクライナへの軍事侵攻を開始した。既に子どもたちを含む多くの市民の犠牲者が出ている状況は、到底容認できない。今回のロシア連邦によるウクライナ侵攻は許しがたい蛮行であり強い憤りを覚えるものである。

今回のロシア連邦の暴挙は国際社会の平和と秩序を著しく脅かす行為であるばかりかウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明確な国際法違反であり、世界の安全保障と国際秩序の根幹を揺るがす行為で断じて認められない。とりわけ、緊張が高まる中で、核戦力を念頭に抑止力を特別警戒態勢に引き上げた行為は核兵器による威嚇であり、この事態を到底看過することはできない。

ロシア連邦は国連安全保障理事会の国連安保理常任理事国であり、NPT（核兵器不拡散条約）の一員として核兵器の保有が許されているが、その核兵器を振りかざして威嚇する態度は、国際社会が課した「平和への責任」と矛盾する対応であり、断固として非難されなければならない。軍事行動を即座に停止し部隊をウクライナから撤退させ国際法を遵守し、常任理事国としての義務を果たすことを強く求めるものである。

よって八重瀬町議会はロシア連邦に対してウクライナへの一方的な軍事侵攻に強く抗議するとともに、国際社会と対話し、一刻も早い停戦と即時撤退、平和的手段による解決を求める。

以上、決議する。

令和4年3月14日

沖縄県八重瀬町議会

宛先

ロシア連邦大統領

駐日ロシア連邦大使